

# 特記仕様書

- 1 総 則 この特記仕様書は地域防災課が使用する長期保存クラッカーの購入について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 件 名 長期保存クラッカーの購入
- 3 納入期限 令和4年8月31日（水）  
納入日については事前に担当課と協議し、用意でき次第納品すること。
- 4 担当課 危機管理室 地域防災課
- 5 納入場所 広尾防災公園備蓄倉庫（市川市広尾2-3-2）
- 6 数 量 長期保存クラッカー 100箱（1箱あたり18ℓ缶<35食>×2缶=70食）
- 7 規 格 納入する物品は下記の規格を満たすものとする。

## （1）原料および品質

| 原料       | 品質                             |
|----------|--------------------------------|
| 小麦粉      | 水分14.0±0.8%、灰分 0.4%以下          |
|          | 粗たんぱく7.5%以上 9.5%以下             |
| 加工油脂     | 日本農林規格に適合する品質のもの               |
| 砂糖       | グラニュー糖<br>(水分0.05以下、糖度99.8%以上) |
| ぶどう糖果糖液糖 | 水分 26%以下、糖質74%以上               |
| 食塩       | 並塩、特粒焼き塩                       |
| モルトエキス   | 食品衛生上無害なもの                     |
| 発酵種      | 食品衛生上無害なもの                     |
| 膨張剤      | 食品衛生上無害なもの                     |

## （2）製法

原料投入→混合→発酵→圧延→成型→塩掛け→焙焼→掛け油→冷却→包装

### (3) 製品

- ① 香味良好で異味異臭なく、食品衛生上有害な異物を認めないこと。  
焼き色は明るい黄金色を呈し均一であること。内層は均一なフレーク状であり、  
割れ欠け等の不成型品を認めないこと。
- ② 13枚を小包装にし、これを2本外包装し1食分とする。
- ③ 製品重量は10枚当たり34.5gで、1食分（26枚）89.7g以上を標準とする。
- ④ エネルギーは1食分（26枚）約454kcal。（100g当たり506kcal）
- ⑤ アレルゲン：小麦　コンタミネーション：なし

### (4) 包装

- ① 小包装  
クラッカー13枚を透明プラスチックフィルムで包装する。フィルム表面に脱酸素剤  
の効力を高めるため微小な穴を開けるものとする。
- ② 外包装  
上記①の出来上がり小包装2個を、脱酸素剤を内側に接合したアルミプラスチック  
フィルム袋に封入し、口部を熱密封する。接合に用いる接着剤  
は厚生省告示第20号に適合しているものとする。
- ③ 脱酸素剤  
脱酸素剤は酸素吸収量100ccの能力を有するものとする
- ④ プリキ缶  
ア、上記②で出来上がり外包装したもの35食を18リットルプリキ缶に収める。  
イ、製品の床面及び上部にエアークャップを1枚あてる。  
大きさは缶の開口部の寸法とする。  
ウ、蓋は布製粘着テープで密封する。

## 8 梱 包

- ・ 18ℓ缶×2缶を1箱として、ダンボール箱等で梱包した状態で納入すること。
  - ・ 外箱の4面に、印字またはシール貼付にて 「市川市災害用備蓄食料」  
「長期保存クラッカー」の表示および「内容量」「製造者」  
「製造所所在地」「納入業者名」「納入年月」「製造年月」「賞味期限」  
を明記すること。
- 詳細については、落札後に受注者が担当課へ確認すること。

#### <ラベル例>

| 市川市災害用備蓄食料<br>長期保存クラッカー |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 内容量                     | 101g（26枚）×70食（35食×2缶） |
| 製造者                     | 〇〇株式会社東京都〇〇区〇-〇       |
| 製造所所在地                  | 〇〇県〇〇市〇-〇             |
| 納入業者                    | 株式会社〇〇                |
| 納入年月                    | 2022年7月               |
| 製造年月                    | 2022年7月               |
| 賞味期限                    | 2027年8月               |

- 9 納入について
- ・納入のスケジュールについては、事前に担当課と協議すること。
  - ・納入の際に生じたごみは持ち帰ること。
  - ・納入費用を含むものとする。
- 10 検収について
- ・納品に際しては地域防災課担当者及び契約課担当者の検収を受けるものとする。
  - ・納品検査用として、開封できるものを1個用意すること。
- 11 その他
- ・納入する製品は、傷・汚れ・その他外観を損ねるものがあるてはならない。
  - ・その他不明な点は、担当課担当者及び契約課担当者へ連絡し、指示を受けること。
  - ・暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
  - ・この特記仕様書に定めのない事項について、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。